**大阪府食の安全安心推進協議会（第28回）**

日時：令和5年3月23日（木）14時～15時30分

場所：OMMビル2階　204・205会議室

○事務局　定刻になりましたので、ただいまから、「第28回大阪府食の安全安心推進協議会」を開催させていただきます。本日は、皆様、何かとご多用のところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課・課長補佐の永田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　　協議会の開催にあたりまして、大阪府健康医療部生活衛生室長の大武より、ご挨拶申し上げます。

○事務局　大阪府健康医療部生活衛生室長の大武でございます。第28回大阪府食の安全安心推進協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方には、本日は年度末のお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から、大阪府の健康医療行政の推進に格別なご理解・ご協力をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

　　さて、本日の協議会におきましては、今年度の各部会でのご議論の内容、それと第３期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況、これについてご報告させていただきまして、これに加えまして、令和４年３月から１年間にわたってご審議いただいております、第４期大阪府食の安全安心推進計画、これにつきましてパブリックコメントの結果を踏まえまして取りまとめた最終案の内容をご報告申し上げたいと存じます。本計画案につきましては、協議会の委員の先生方、あるいはパブリックコメントにおける府民の皆様からの貴重なご意見によりまして、現在の食の安全を巡る課題、これに対応し、食の安全安心に関する施策をより一層推進する内容になりましたことに、重ねて感謝申し上げます。

　　令和５年度以降も引き続き、この計画に基づきまして、食品関連事業者の皆様、また、府民の皆様と連携しながら、食の安全を確保する施策を展開してまいりたいと考えてございます。限られた時間ではございますが、委員の先生方には、食の安全に関する専門家として、また、食品関連事業者、あるいは消費者のお立場から忌憚のないご意見をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局　本日、大滝委員、大原委員、河合委員、楠本委員、佐伯委員、西寺委員におかれましては、所用のため欠席でございます。なお、本日は関係行政機関として、厚生労働省近畿厚生局、農林水産省近畿農政局、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の皆様方にもオブザーバーとしてご参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

　　会議を開催します前に、本日お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。はじめに、本日の「次第」、及び裏面に「委員名簿」、そして「配席図」でございます。なお、「委員名簿につきまして、本日、中村委員におかれましては、会場ご出席ということでありましたが、ウェブでの参加へ変更しております。また、西寺委員におかれましては、ご出席からご欠席となっております。また、平川委員におかれましては、ご出席からウェブでの参加となっております。

　資料１「大阪府食の安全安心推進協議会各部会の開催状況について」

　資料２「第３期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況について」

　資料３「パブリックコメント結果等を踏まえた第４期大阪府食の安全安心推進計画（案）の修正点について」

　資料４「第４期大阪府食の安全安心推進計画（案）の新旧対照表」

　資料５「第４期大阪府食の安全安心推進計画（案）」

　参考資料１「大阪府の食に関する情報発信について（令和４年）【概要】（第15回情報発信評価検証部会資料）」

　参考資料２「大阪版食の安全安心認証制度（第23回事業者あり方検討部会資料）」

　参考資料３「大阪府におけるHACCPの取組支援（第23回事業者あり方検討部会資料）」

　以上９点でございます。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

　　次に、本日の定足数について報告いたします。本協議会は、「大阪府食の安全安心推進協議会規則」第５条第２項により、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができないこととなっております。本日、ご出席いただきました委員の皆様は11名で、委員総数17名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

　　以降の進行は、大阪府食の安全安心推進協議会の小田会長にお願い申し上げます。小田会長からごあいさつをお願いします。

○小田会長　小田でございます。コロナもやっと収束に近づいて参ったかなという感があるのですが、５月に２類から５類に変更されるので、名実ともに収束してきたなということを申し上げます。この間、飲食店業者の方たちは大きな試練にさらされたわけですけれども、その中で大変な思いをされた方々も多かったと思います。

　　そういう意味でも、令和５年３月で計画期間が終了します、第３期の推進計画、この進捗状況を、あとで報告があるのですが、これの最終的な結果を踏まえて、これまで協議会の委員の先生方に大変なご協力をいただいたわけですが、それと、この関係職員さんのご努力のもと、令和５年度の４月から５年間にかけての計画となる第４期の大阪府食の安全安心推進計画の案がまとめられたので、先ほど、大武室長からお話がありましたが、パブリックコメントの結果も反映させながら、本日の協議会の審議によって最終的な計画策定になります。

　　このあとのスケジュールは、後ほど事務局から連絡があると思いますが、そういう意味でも今日は非常に重要な協議会ですので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

　　この第４期大阪府食の安全安心推進計画は当然、第３期から引き継がれているわけでありますけれども、これは多くの関連業者を支援して勇気づけることを強く願っている次第です。ということで、私の挨拶と代えさせていただきます。

　　次第に沿って議事を進めてまいりますので、委員の皆様方にもご協力をお願い申し上げます。この会議は全て公開ですので、事務局で議事録を作成して、府のホームページ等で公表していただくようお願い申し上げます。それでは、お手元の次第に沿って進めていきたいと思います。

　　まずは、議事（１）「大阪府食の安全安心推進協議会各部会の実施報告について」となっております。資料１のとおり、前回の協議会開催以降、事業者あり方検討部会が１回、情報発信評価検証部会が１回、開催されています。情報発信評価検証部会の報告を、平川部会長からお願い申し上げます。

○平川部会長　情報発信評価検証部会としてご報告させていただきます。資料としましては、資料１、参考資料1となります。

　　開催状況について、令和５年１月31日に、情報発信評価検証部会を開催しまして、大阪府の食に関する情報発信の取組状況についてご報告を受け、講評を行いました。また、第４期計画案で重点施策として掲げられております、食の安全安心の情報発信の推進に関する今後の取組みを検討しました。

　　まず、参考資料１に関しまして、大阪府の食に関する情報発信についての議論の経過です。大阪府の食に関する情報発信の取組状況について、事務局から参考資料１をもとに、令和４年度に新たに取り組んだ事項、及び、継続して取り組んだ事項の報告を受けました。抜粋して紹介させていただきますと、各種業界団体との連携に関する取組みについては、関西消費者協会が配信しております、消費者情報ウェブマガジンへの寄稿や、大阪食品衛生協会が実施する、事業者向け講習会の場でのメールマガジンの周知を行った事例の報告がありました。

　　このような官民の連携した取組みは、令和３年度の部会で、より推進してもらいたいというお声がありまして、今回も部会としては、引き続き団体と連携を図り、その意義を知ってもらえる周知方法を創意工夫しながら進めてほしいという意見もあります。

　　次に、食品表示に関する消費者教育指導に関しての取組みとして、これまでは食品表示の確認を行う実地体験型事業で、これについて委員からは、大変興味深い発信になってきた、継続した取組みをお願いしたい、といった意見がありました。

　　次に、リスクコミュニケーションによる情報の提供に関する取組みとしては、令和２年度、３年度は、コロナ禍の影響で集合形式でのシンポジウムの開催が見送られてきましたが、令和４年度は、「食品中の放射性物質のこれからを考える」や「食物アレルギーについて考えよう」といったテーマのシンポジウムの開催について報告がありました。

　　その他、コロナ禍で普及した、オンラインでの啓発に関する取組みとして、消費者向けウェブイベントでの啓発動画の掲載や、また、事業者向けウェブ講習会の実施といった取組みの報告があった一方で、感染対策をした上での講習会の実施や、行政や企業等が主催するイベントの参加など、対面での情報発信も順次再開しているという報告もありました。

　　次に、食の安全安心の情報発信の推進についてです。資料はございませんけれども、こちらについては、第４期大阪府食の安全安心推進計画案で重点施策として掲げられております。食の安全安心の情報発信の推進に関する今後の取り組みについては、11月　　28日に開催された、本協議会でも事務局からご説明があったそうですが、改めて部会での報告がありまして、今後の情報発信の取り組みについて検討しましたので、その点についてご報告いたします。

　　事務局からは、SNSやオンラインツールを活用した、より効果的でわかりやすい情報発信の取り組みとして、食の安全に関する情報を網羅的に閲覧できる大阪府のポータルサイトを作成し、動画やわかりやすいＱ＆Ａ、また、外国人向けの多言語に対応した啓発媒体や衛生教育教材、食のトレンドに応じた注意喚起情報を掲載するなど、サイト内のコンテンツを充実させ、さらにSNSを使って広く情報を発信していく、といった提案がありました。

　　これに対し、委員からは、SNSでは短時間の動画配信で、詳しい情報がリンク先で確認できるような、効果的に興味を引くような工夫があってもいいのではないか、また、メールやツイッターだけではなく、LINEなどの活用も検討してはどうかといった意見がありました。

情報発信評価検証部会の実施報告は以上となります。

○小田会長　ただいまの情報発信評価検証部会の報告につきまして、何かご質問またはご意見、コメントはございませんでしょうか。

○林委員　日本チェーンストア協会関西支部の林でございます。メールマガジン等の周知やツイッターでの情報提供など、非常にＳＮＳを通じて取り組んでやっておられるということで、各種業界団体とも協力して取り組んでいただくということで、私ども事業者といたしましても、この情報の提供に前向きに御周知をして消費者への情報の共有をしていただいて感慨無量です。ありがとうございます。

○小田会長　続きまして、事業者あり方検討部会の報告について、部会長であります私から説明させていただきます。

　　令和５年２月21日に第23回事業者あり方検討部会を開催しまして、大阪版食の安全安心認証制度と、大阪府におけるHACCPの取組支援について審議し、併せて、大阪府食の安全安心顕彰制度における顕彰候補者の審査を行いました。

　　大阪版食の安全安心認証制度については、事務局から参考資料２により、認証施設数の推移の現状報告とともに、認証制度の運用上の課題と今後の対応に関するご報告がありました。

　　認証施設数の推移に関しては、令和４年度の施設数があまり伸びていないということで、事務局から、幅広い食品事業者への制度周知及びニーズのある業種・業態への制度周知に取り組んでいるとの報告があり、部会委員からも、この認証制度については、まだまだニーズがあると思われることから、引き続き制度周知に取り組んでもらいたい、との意見がありました。

　　また、認証審査の平準化に向けた今後の対応としては、事務局から、審査における着眼点や助言、指導事項の整理、各認証機関の意見交換の場の設定、実地審査における改善指導などの運用部分の整理に取り組んでいるとの報告があり、あわせて、前回の部会からの検討事項にありました、認証基準の一部改定については、令和５年度内の新基準での制度開始に向けたスケジュール説明がありました。

　　認証制度の平準化といった運用上の課題に対しては、現場では資格を持った審査員の判断ということになりますが、部会としては、大阪府と認証機関がしっかりと意見交換しながら、現場で判断に迷わないような形で、よりわかりやすい審査マニュアルを作成するなど、適正に対応いただきたい、との意見が見られました。

　　次に、大阪府におけるHACCPの取組支援については、事務局から、参考資料３により、大阪府の取組状況として、手引書や記録用紙の配付、HACCPセミナー等の講習会の実施、個別相談対応やメールマガジンの配信といった取組みの報告がありました。

　　現状としては、中規模以上の事業者では、HACCPの取組みは進んでいるものの、小規模事業者に対する取組支援は今後も必要であると思われることから、部会からも、引き続き、あらゆるツールを使って少しずつでもHACCPの考え方や指導が浸透するよう続けていただきたい、との意見が見られました。

　　最後に、大阪府食の安全安心顕彰制度における顕彰候補者の審査について、審査の結果、資料１に記載のとおり、消費者部門として推薦のあった、八尾市食生活改善推進協議会が受賞することとなりました。簡単に、項目をご説明いたします。この八尾市食生活改善推進協議会は、長年にわたり行政機関と連携しながら、３歳６カ月児健康診査における子どもやその保護者への食育活動をはじめ、地域イベント等での幅広い世代の方々への食に関する知識の普及啓発活動に取り組んでいること、また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、対面での活動が制限される中でも、動画やパンフレットを作成するなど、創意工夫しながら活動を継続していることが高く評価されたという講評であります。事務局には、今後この表彰式の開催等の手続きをお願いしておきたいと思います。

以上が、事業者あり方検討部会の報告であります。

　　続いて、部会の開催はございませんでしたが、この場をおかりして、大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会からの報告をさせていただきたいと思います。事務局から、現在、認証機関に指定されている10機関に対して実施した今年度の監査の結果、いずれも適正だった旨の報告がありましたので、お伝えしておきます。以上になります。

　　ただいまの事業者あり方検討部会の報告につきまして、何かご質問またはご意見、コメントはございませんでしょうか。

○石川委員　石川です。この食の安全安心認証制度ですが、この制度は、HACCPの制度化前に出されて役割はもう終えてしまったのではないかなという印象を持っているのですけれども、HACCPに準拠する基準でないと法令違反にふれているので、それで認証マークをつける意味がどれだけあるのかなと。レベルを下げたグレードの衛生管理で構いませんよという業者の方については意味があるのかもしれませんが、そうすると今度は、HACCPとの関係がよくわからない。法令の基準を満たすように監視指導するのが基本だと思うので、それ以上に、差別化するようなマーク、そちらの優良な方へ誘導するという施策についてはあまり要らないのではないかなとは思っているのですけれども。そのあたり、これをまだ残そうという意味はあるか、府の財産を使ってですね、という疑問を持っているのですけれども。

○事務局　ご意見ありがとうございます。この認証制度につきましては、元々、小規模事業者の皆様の衛生管理の底上げというところを目的とした制度でありまして、HACCPの制度化に伴って継続するかどうかというところ、それから、この認証制度をHACCPのいわゆるＡ基準、HACCPに基づく衛生管理の認証に近いような、いわゆる高度な認証の位置づけにするかということについては、昨年度、部会でも議論をいただきました。

確かにご意見をいただいたとおり、HACCPの制度化に伴って、全ての食品事業者がHACCPに沿った衛生管理を実施していく必要があるというところですので、現状、保健所等で一般の飲食店や小規模事業者を指導する際には、厚生労働省で審議された業種別の手引書に沿って、まずは衛生管理計画を自ら作成していただいて、実施記録を残して検証に取り組んでいただくことについて、第一に指導という形で取り組んでいるところです。

　　そのうえで、実際にこのHACCPに関しては、衛生管理計画を作成して終わりということではなくて、それをしっかり日々の実行の中でPDCAサイクルを回していくというところが重要な部分になっていますので、この認証制度の位置づけとしては、そのHACCPの衛生管理がしっかりと回っているかどうかというところを、特に認証基準はどちらかというと、一般衛生管理の部分の基準というのが多い制度になっていますので、そういう日々のHACCPに沿った衛生管理の実行の中で、特に一般衛生管理の部分に漏れがないかどうかというのを、第三者の認証機関という目で見ていただいて評価をするという制度の位置づけになっています。

　　あわせて、特徴として衛生管理だけではなくて、コンプライアンス、危機管理に関する項目も入っておりますので、食の安全安心に積極的に取り組んでいる事業者であるということを広く一般の消費者の方にも知っていただけるような制度として継続していくということで、事務局では考えているところです。

○小田会長　補足しますと、認証制度については、部会で慎重に審議し、いわゆる大きな事業所は自ら民間のHACCP認証を取得され、府の認証は更新はしないというところが出てくるわけですが、まだまだ大阪は特に小さなところがたくさんあって、HACCP自体がよくわかっていない事業者がたくさんいるわけです。この制度自体はまだまだ必要だという、そういう観点から部会では慎重に審議した結果が、先ほどの報告につながっているわけです。その点はご理解いただけたらと思います。

○石川委員　先ほどのご説明だと、やはり内容は行政の監視指導で確認しているようなレベルにしか思えなくて、それだと普通に法令に適用していることを認証制度で認証しているような話で、二重にやっているように見えるのですけれども、そうではないのですか。

○小田会長　そうではないです。これは認証機関と府が連携しながら、現場の、単に検査するというのではなくて、いろいろ指導も同時に行われているわけです。その点はまずご理解いただきたいと思うのですが、事務局どうですか。

○事務局　この認証制度自体は、食の安全安心推進条例に基づいて制度設計をしたという経緯なのですが、その制度設計をする際にも、なかなか行政だけの力、いわゆる監視指導だけでは全ての施設を常にチェックをするというのは難しいという状況がある中で、事業者のコンサルタント等をされているような専門知識を持った企業等の力も得ながら、業界としてチェックをする機能、それから取り組む事業者、それを府民に見える形で消費者の方にも安心していただけるという、食の安全安心推進条例の基本理念のとおり、行政、事業者、府民が一体となって取り組んでいくという制度となっています。

○小田会長　よろしいでしょうか。小崎先生何かご意見ありますか。

○小崎委員　結構難しい課題だと思うのですけれども、いわゆる小規模事業者、特に飲食店にとって、認証制度がいかにメリットがあるのかという、また、一般の消費者である府民がどの程度の認知をされているのかなという部分がやはり少し、大阪府の取組みとして弱いのではないのかなと思います。常識的に言えば、HACCPの考えを取り入れた小規模事業者という話になると、それは事務局が仰ったように、一般衛生管理がやはり重要だと思います。

　　結論的に申し上げれば、認証制度によって、事業者の取り組もうという部分のところを大阪府が推進していくというところと、もう１点はやはり「ここは安全だ」というような認知をしていただくための制度として、取り組まれた方がいいと思います。行政指導というよりも、自主衛生管理を推進する、そういうアイディアを、私自身もすぐに浮かびませんけれど、そういう方向で進められたらどうなのかなというように思っている次第です。

○小田会長　ありがとうございます。平川部会長どうですかね。

○平川部会長　基本的に、先ほどもご説明がありましたように、HACCPだけの取組みでもないと思いますので、部会のほうで検討されたとおりでいいのではないかと思います。

○小田会長　ありがとうございます。石川委員いいですか。

○石川委員　制度的には理解しているのですが、説明の仕方が、衛生管理の十分でないところを担うみたいな言い方だと、法令に適用しない所を指導しているように見えるので、指導の一環にしか聞こえなかったということでございまして、そういう意味でいうと、認証制度の有無によって、認証制度をまだ取得していないところは、むしろ一般衛生管理ができていないという逆のイメージを持ったのですが、そうであれば、全ての事業者に対して、一般衛生管理を徹底される指導をしていく方向性の方がいいのではないかなという印象は持ちました。

　　具体的に一般衛生管理の手法についてどこまで指導されているかというところまで細かく見ていないので誤解があるのかもしれませんけれども、認証制度に関する大枠の説明の仕方は、どうしても監視指導の延長線にしか聞こえなかったということでございます。

○小田会長　石川委員が仰った部分に関しては、大阪府では、保健所が府内の関係する事業者に対しては、HACCPの取組支援、指導はされています。認証制度は、あくまでも手を挙げた方に対して、認証機関がさらに助言、指導をしていくという、ある意味では、二段構えになっているわけで、決して、認証マークがついているところだけ、それ以外は考えていませんということではないので、それはご理解いただきたいなと。事務局、いいですかね。

○事務局　はい。今、小田会長が仰っていただいたとおりだと思います。

○小田会長　あとで皆様にもご意見いただきますので、一応、部会の報告については、これで終了させてもらいます。

　　次に、議事（２）です。この３月に計画期間を終えます「第３期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況について」、事務局からご説明をお願い申し上げます。

○事務局　議事（２）「第３期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況について」、事務局よりご説明をします。資料２をご覧ください。こちらの資料は、第３期計画で掲げました数値目標の一覧に、平成30年度から令和３年度の実績の数値と、それから令和４年度の実績見込み値を入れた表になっています。

　　なお、この第３期計画の取組評価につきましては、昨年８月に開催しました、第26回の本協議会におきまして、この平成30年度から令和３年度までの４年間の取組状況をまとめまして、基本施策ごとに評価と今後の方向性をご報告したところです。

　　その第３期計画の総評につきましては、本日の配付資料５の「第４期大阪府食の安全安心推進計画（案）」の60ページから63ページにも記載しております。

　　その際にもご報告しましたとおり、第３期計画では、計画当初の２年間の取組み、いわゆる平成30年度、令和元年度の取組状況に比べまして、令和２年度、３年度は、どうしてもコロナ禍の影響で計画どおり取り組めなかった事業が少なからずありまして、令和４年度につきましては、コロナ禍前の状況に戻りつつありますけれども、それでも、コロナの第７波、第８波、大規模な感染拡大の影響等もありまして、目標達成に至っていない項目というのもまだございます。

　　そのような背景の中、この資料２の表で幾つか令和４年度の取組状況を抜粋してご説明いたします。

　　まず、左の列の６番、11番にあります、大阪府食品衛生監視指導計画に基づく監視指導と試験検査の項目で見ていただきますと。試験検査につきましては、検査実施予定数の達成率が99％ということで、ほぼ予定どおり検査事業ができているという状況です。また、監視指導の達成率については、数値が入っていないんですけれども、こちらは食品衛生法の改正に伴いまして、営業許可届出の制度変更があったこともありまして、令和４年度の目標数の設定が困難であったことから、達成率としては数値の算出はできていませんが、保健所や広域監視センターによる通常の食品関連施設への監視指導数は、令和３年度に比べますと、約1.2倍程度増加しているという状況です。現場での状況を聞きますと、比較的コロナ前の状況に近い形で監視指導が実施できていると。ただし、高齢者向けの福祉施設の給食施設といった、コロナ禍で配慮が必要な施設への監視というのは、一部見合わせるなどの影響があったということで、現場の状況として聞いております。

　　次に、その下、13番の健康食品の買い上げ検査に関してですが、こちらは令和４年度は予定どおり20検体を実施しておりまして、結果として、ダイエット効果をうたった健康食品２製品から医薬品成分が検出されたということで、販売者を所管する関係自治体へ通知するとともに、消費者への注意喚起等をして、先月、２月17日になりますが、報道提供やホームページでの公表、それから「食の安全安心メールマガジン」でも、「緊急情報」として配信したところです。

　　続いて、14番、食品表示に関する巡回点検店舗の表示状況について見ていただきますと。令和３年度実績の83％に対して、令和４年度実績見込みは87％まで上がっております。令和３年度はコロナ禍で巡回点検も一部縮小がやむを得ない中で、巡回点検の優先順位を変更しまして、前年度に不備の見られた施設を優先的に巡回したということもありまして、実績数としては83％という状況でした。

　　一方、令和４年度は、先ほどの監視指導と同様に、コロナ前に近い形で巡回点検をこなせる状況ではありましたが、食品衛生法の改正で、新たに始まった営業届出制度によって、新たに営業実態を把握し、初めて巡回点検を実施した店舗もありましたので、全体的な実績数値としては、巡回点検店舗のうち概ね正しく表示されている店舗割合として、全体で87％と。目標の90％の達成には至らなかったという状況です。

　　この令和４年度実績の見込みは87％という結果であったり、のちほど説明します、パブリックコメントの結果も踏まえまして、第４期計画案の目標を一部変更しております。詳細は、議事（３）のほうでご説明させていただけたらと思います。

　　続いて、その下、17番、食品表示ウォッチャー兼推進員制度と、それから⑱番、新たな食品表示制度の普及啓発に関してです。17番の食品表示ウォッチャー制度に関しては、コロナ禍で休止しておりましたが、令和４年度から事業の目的を踏襲しつつ、食品表示に関する新たな消費者啓発事業を開始しております。

　　こちらは、先ほど平川部会長からのご説明でもありましたように、情報発信評価検証部会でもご報告させていただきました、食品表示まなびぷらす（消費者教育事業）の事業になります。事業としては、食品表示に関する学習会に参加いただきまして、学習会で学んでいただいた知識を日常生活の中で普段の買い物の際に表示をチェックしていただいて、レポートとして府に提出いただくという体験型の学習会となっています。

　　令和４年度は、８月に計５回、岸和田や東大阪、茨木、大阪市内の各会場で土曜日・平日に学習会を開催したという状況です。

　　その他、18番の食品表示制度の普及啓発としましては、令和４年度は、事業者向けの遺伝子組換え表示制度の研修会や、消費者向けの健康食品の表示をテーマにした研修会、また、消費者団体や事業者団体等からご依頼いただいて個別の勉強会を実施するなど、いずれも集合形式での開催が少しずつ増えてきておりまして、目標も概ね達成という状況です。

　　次に、こちらの施策の柱３の情報提供の充実に関連する事業や、その下の施策の柱４の事業者の自主的な取組みの促進に関する事業、こちらについてはHACCPの導入支援、それから大阪版食の安全安心認証制度の推進に関する取組みについて、こちらはそれぞれ情報発信評価検証部会と、それから事業者あり方検討部会で、令和４年度の取組状況をご報告しておりまして、その概要は先ほど部会長からご説明いただいたところです。

　　数値目標に対する実績見込みで見ますと、コロナ禍の影響で目標達成に至っていないものというのがあるほか、例えば、メールマガジンの登録者数や、大阪版食の安全安心認証制度の認証施設数につきましては、周知には取り組んでおりますが、ご指摘いただきましたように、なかなか認知度がまだそれほど高くないということで、想定より数は伸びていないという状況でありまして、第４期計画（第４期大阪府食の安全安心推進計画）でも引き続き目標達成に向けて、対象者に応じた周知方法を工夫するなど、周知啓発の取組みを推進していく必要があると感じています。

以上、簡単ではありますが、第３期計画における令和４年度の取組状況の報告となります。

○小田会長　どうもありがとうございました。ただいまの第３期大阪府食の安全安心推進計画の、今月末で期限が来るわけですけれども、その進捗状況について、何かご質問またはご意見はございますでしょうか。

　　次の議題でも、あれば発言いただけますので、それでは、今日の一番重要な議事（３）「第４期大阪府食の安全安心推進計画の策定について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　引き続きまして、議事（３）「第４期大阪府食の安全安心推進計画の策定について」、説明いたします。資料３をご覧ください。

　　本協議会でご意見を頂戴しまして取りまとめた計画案につきまして、府民の皆様からの意見募集を行いました。結果の概要は、資料３の１ページのとおりになっておりまして、計12名の団体から37件のご意見等がありました。うち公表を望まない４件を除く　　33件のご意見の内容の内訳としましては、計画全般に関するものが７件、食品表示など適正化の推進に関するものが７件、情報提供の充実に関するものが７件、計画の構成等に関するものが３件、また、個別の事業取組みに関するものが７件、計画案に関する質問事項に関するものが２件という状況です。

　　このパブリックコメントで寄せられたご意見等と、これに対する大阪府の考え方につきましては、第４期計画策定の公表と合わせて３月末に公表予定です。

　　本日は、寄せられたご意見等のうち、計画案の修正に反映させていただきました意見等を抜粋してご紹介しまして、あわせて計画案の修正点をご報告します。

　　２ページ目、計画の構成等に関して寄せられたご意見としまして、まず、「府民が不安に思うこと」、「食の安全安心について行政に期待すること」に関する府民アンケート調査を実施しているのであれば、結果を記載すべき、というご意見。次に、府内における食中毒の現状を掲載すべき、というご意見。次に、メイン表示については西暦を併記すべき、というご意見がございました。それらに対しては、各アンケート結果につきましては、第４期計画案の中でも第５章の資料等、（６）の中で、「食の安全安心に関する府民アンケート結果」のページが既にありますので、こちらに１ページ追加しまして、「府民が不安に思うこと」、「食の安全安心について行政に期待すること」に関するアンケート結果を、参　考データとして追記いたしました。

　　次に、いただいたご意見を踏まえまして、府内の食中毒の発生状況をはじめ、食の安全安心に関連するさまざまな最新情報を確認いただけるように、計画に関連する情報を掲載しているホームページ等のリンク先情報をQRコードとともに各該当箇所に追記いたしました。

　　最後に、年号の表記についても、和暦と西暦を併記いたしました。

　　この修正内容につきましては、資料４の新旧対照表、それから資料５の第４期計画案に記載し、修正箇所は下線で示しております。

　　例えば、アンケート結果のページの内容につきましては、資料５の65ページになります。アンケート結果は、あくまで参考データということにはなりますが、食に関して不安に思う項目としては、食品添加物、農薬、偽装表示などが上位を占める結果となっておりまして、行政に期待する項目としては、検査体制、食品関連事業者への監視指導、情報発信への期待が上位を占める結果となっております。

　　また、関連ホームページのリンクにつきましては、大阪府内の食中毒の発生状況は大阪府のホームページに、最新の情報、過去の情報という形で掲載しております。令和４年度の食中毒の発生状況では、月別の発生状況や病因物質別、原因食品別、また、原因施設別という形で詳しく掲載をしております。計画を通じて、関心を持っていただけるように、リンク情報の追記という形で修正をしております。

　　これ以外にも、大阪府のホームページでは、さまざまな情報を掲載しておりますので、今回のパブリックコメントの意見も踏まえまして、計画に各リンクを追記修正をしております。

　　続いて、資料３の３ページに戻りまして、食品表示の適正化推進に対するご意見としまして、第３期計画と同様に第４期計画でも重点施策として取り組むべき、というご意見が同様の意見を含めて２件。また、巡回点検店舗における表示状況の最終目標について、少なくとも90％以上の目標を設定すべき、という意見が１件ございまして、これらのご意見や、先ほどお聞きいただきました、令和４年度の巡回点検の実績見込みの状況も踏まえまして、巡回点検店舗における表示状況の最終目標を90％という形で情報修正をいたしました。

　　なお、食品表示適正化の推進につきましては、資料に記載のとおり、第３期計画では、食品表示法の施行によりまして、成分表示の義務化などの新たな表示制度がスタートしたことを受けて、第３期計画期間中に迎える経過措置期間の満了日までに新表示への切り替え対応を促すことが、第３期計画策定時の喫緊の課題でありましたので、新表示ルールの普及啓発など、新たな表示制度に基づく表示の適正化の推進を重点施策として位置づけまして、事業者向けの食品表示の説明会、研修会の実施等、制度周知に取り組んできたところです。

　　第４期計画においては、引き続き監視や検査、違反事業者への改善指導等によって不適正表示の食品が流通しないように、より一層取り組んでいくとともに、新たに重点施策としました、食の安全安心の情報発信の推進の考え方にも基づきまして、食品表示の普及啓発にも取り組んでいくこととしております。

　　今回、表示に関する施策が重点施策から外れるということで、施策の推進が後退するのではないか、という懸念があり意見として寄せられたのではないかと考えておりますが、決してそのようなことはなく、表示に関しては今後も監視指導や検査による取組み、また、事業者教育、消費者への表示制度の周知、というこの３つの視点で施策を推進していくと考えています。

　　最後に、資料３の４ページ、こちらは前回協議会以降の法令改正に伴う計画の修正点です。３月９日に食品表示基準の一部改正によりまして、食物アレルギーの義務表示対象品目に「くるみ」が追加されましたので、計画のアレルギー表示の記載箇所についても、追記修正をしております。以上が、パブリックコメント結果等を踏まえた第４期計画案の修正点になります。

　　今回、協議会でご意見いただきまして作成しました計画案に、パブリックコメントの結果を踏まえた修正を加えまして、最終的に取りまとめたものが、資料５の計画最終案になります。この計画については、このあと、表紙デザインや挿絵の追加等をいたしまして、事務手続きを経たうえで、３月末に公表するという流れで予定しております。事務局からの説明は以上です。

○小田会長　ありがとうございました。ただいま、事務局からのパブリックコメント結果等も踏まえた第４期大阪府食の安全安心推進計画の最終的な取りまとめの説明がございました。本協議会でも、本日を含めて４回にわたって審議してまいったわけでありますけれども。この４月以降、この計画に基づいて、大阪府でさまざまな取り組みを進めていくことになります。この第４期計画に基づいて各種施策を進めてもらうわけでありますけれども、これに期待したいことや要望について、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

　　なお、パブリックコメントについてご質問がある方につきましては、事務局のほうに直接言ってもらうことでよろしかったでしょうか。

○事務局　はい。パブリックコメントの詳細については、３月末に計画の策定と合わせて公表をさせていただきますので、その中身の部分でさらにご不明な点があれば、事務局のほうへ改めてお問い合わせいただけたらと思います。

○小田会長　ということです。本日はこの最終的に取りまとめられた案について、これからの５年間に期待したいことや要望、これをご意見として頂戴したいと思います。それでは、順番にご意見を頂戴したいと思います。それでは津塩委員からお願いできますかね。

○津塩委員　はい。第４期につきましては、先ほどご説明いただきました、第３期の状況、特に柱の３、４については、未達項目が多いということで、コロナの状況やいろいろな要素があってということですけれども、情報提供の関係や、事業者の取組みについても、これは重要な点であります。第４期については継続する項目もありますし、また、新たな項目もありますが、第４期で目標に掲げた数値が達成できるよう、取組みを進めていただきたいというのが意見であります。

○小田会長　ありがとうございます。それでは丸山委員お願いします。

○丸山委員　丸山でございます。第４期、今後のことに関しまして、食品表示制度の啓発などに力を入れていかれるということに期待しているのですけれども、例えば、諸外国の事例を見ますと、消費者啓発や相談対応といったことは、消費者と繋がりのある消費者団体等に委託するのが効率的だと行政側でも考えられていることが多いです。そういったことも効果的に取り入れればいいんじゃないかなと。日本ではまだ行政が主体となっていることが多いと思いますが、今後そういった予定はあるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○事務局　はい。全て委託という形ができるかどうかという課題はありますが、これまで情報発信評価検証部会の中でも、官民連携という部分が重要だということで、ご意見をいただいておりますので、まずはその官民連携というところから進めていきたいと思います。

○丸山委員　ありがとうございます。

○小田会長　それでは、吉田委員。

○吉田委員　はい。先ほど第４期の対照表の中の説明で、この食中毒発生状況を大阪府としてホームページ等で詳しく発信をするというか、状況を報告するというのがあったと思うんですが、昨今、特にアニサキス食中毒が非常に、ネットなどでも話題になりながら、増えているように思います。私はその業界にいますので、アニサキス食中毒発生状況の中で、原因となった魚種やその海域などの具体的な状況というのは、掲載されているものなのでしょうか。

　　といいますのも、多くの業界の方は、知っている方は知っているんですが、魚種と海域によってアニサキスがいる、もしくは、普通はいないだろうというようなことが、過去の経験則というのがずっとありまして、ただ、水温の変化やいろいろなことの変化によりまして過去の常識というのがなかなか最近は変わってきている。もしくは、過去にはアニサキス食中毒なんかなかったはずの魚種が、ここ近年では原因となっているなど、私たちが知って非常に驚くような結果がここ近年であります。

　　ということもありますので、その辺の情報がありましたら、業界人ならずとも、多くの方が非常に注意喚起につながるのではないかなと感じているのですけれども、どうでしょうか。

○事務局　アニサキスにつきましては、吉田委員が仰っていただいたように、魚種、それから海域によって、また、アニサキスの種別も異なってきますので、そことの相関性はあるのかなとは考えています。過去には、平成30年にアニサキスがかなりの数、発生した際には、カツオが黒潮の影響もありまして非常にたくさんのオキアミを食べるという要因もあって増えたというような研究なども、厚生労働省のホームページに載せられていたと記憶しています。そういった情報については、これまでの状況の蓄積という形でさまざまな研究データ等を、今後、府のホームページにも充実させていただきながら、参考に見ていただけるようなページを作っていけたらと思っています。

○小田会長　非常に重要なご指摘をありがとうございます。それでは石川委員。

○石川委員　はい。パブリックコメントを踏まえて、アンケート結果等を資料で追記されたということで、アンケート結果の安全安心だと思うかどうかという質問に対して、どちらかというと安全安心と思わないという方が、まだ19％ぐらいで、私が思う以上に不安感を持っておられる印象があって、乖離しているという印象を持っています。そういう意味でやはりリスクコミュニケーションをもっとたくさんしないといけないのかなと思っています。その際に65ページにあるような、添加物の表示等、このあたりをやはり消費者の方との乖離というのをもう少し丁寧にやっていかないといけないのではないのかなと思います。

　　ただ、このあたりは、安全の問題というよりは、品質や選択の問題ということで、「安全であっても嫌なものは嫌だ」と言われたら仕方がないので、安全安心の問題をよけて、選択の話として考えてください、というところをリスクコミュニケーションの柱として、進めていただいたらいいのではないかなというような感想を持ちました。

○小田会長　ありがとうございます。次は、小崎先生お願いします。

○小崎委員　本題とは関係のない話なんですけれども、流通食品の試験検査の実績はパーセント表示しかされておられないので、実際の件数というのはよくわからないのですが、今、少し話題になった、食に関して不安に思う部分で添加物の問題や、あるいは農薬の問題、調理施設の問題など、いろいろあるとは思うのですけれども、府と市の地方衛生研究所が統合されて発足した大阪健康安全基盤研究所での検査体制となって、検査の件数そのものの変わりはないのかというのが一点です。

　　それから、ここ10年以上、国の方でも、食品衛生法の検査方法の見直しについて、国際標準に向けて取り組んでいると思うのですけれども、まだ完全にはフィックスしていませんけれども、その辺の情報があれば、わかる範囲で教えていただきたいなと思います。

○小田会長　いかがですか。

○事務局　すみません。検査方法の見直しの取組状況については、今は情報は持ち合わせてはいないのですが、食品の検査の検体数につきましては、特に大阪健康安全基盤研究所に統合されたことによって、検査数が減るということはなかったと記憶しています。

○小田会長　よろしいですか。ありがとうございます。それでは齋藤委員お願いします。

○齋藤委員　第４期計画は、第３期計画の内容を引き継ぎながら作られていますので、基本的には私はこれでいいと思っています。64ページの府民アンケート結果を見ましても、このデータがすべてではないですが、当初、この推進協議会並びに、この計画を作り始めてから、不安と安心の割合の幅が明らかに広がってきています。食の安全安心の確保は、それぞれの立場の皆さんが課題を出しながら進めていかないと、やはり難しいと思いますので、今回、第４期計画としてしっかりと進めていただければいいと思います。

○小田会長　ありがとうございます。それでは、ウェブで参加されています、標葉委員お願いいたします。

○標葉委員　はい。計画はどちらも理解はしたのですけれども。個別的なところで、顕彰制度について、先ほども部会長からも報告がありましたが、顕彰の案内のホームページなどを見ると、ちょっと地味かなと思っていまして、せっかく選ばれるというのは名誉なことだと思うので、食の安全に関する取組みという分野で貢献されたということであると思うので、他の方が見た時に、「選ばれたいな」とか、もう少し目立つようにしていただけたらなというのが１点、感じたこととしてあります。

　　もう１つが、先ほど話にもありました、食の安全安心認証ということで、目標達成できていない部分の理由として、たぶん民間の認証、JFS認証に変更されたので、施設としてレベルアップしたから更新しなかったのかなと。事業者の方としては、衛生管理を向上させて、JFS認証とか例えばISO22000やFSSCなどの認証を取られてということだと思うのですけれども、ただ、そうなると、民間の認証を取れる人はそちらのほうがいい状況になっていますので、それによって、府の食の安全安心認証が増えない、目標達成ができないというのが果たしてどうなのかなというところが一つあります。

　　例えばですが、その外部認証を取られたところに関しては、料金の割引など、何かしら、つなぎ留めておく手段というのを検討していただきたいと思っています。以上です。

○小田会長　ありがとうございました。それでは、中村委員お願いします。

○中村委員　中村です。質問なのですけれども、パブリックコメントは前回の第３期のときに比べて、増えたのでしょうか、減ったのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○事務局　第３期は、30から40件ほど（実際は39件）だったと記憶していますので、第３期のパブリックコメントと同程度の意見が寄せられたと思います。

○中村委員　ありがとうございます。先ほどもありましたが、施策の柱３のところの、情報発信の取組みとして、リスクコミュニケーションのところも含めて、大阪府が取り組んでいるこの食の安全安心推進計画について、やってきたことのお知らせや、これからやっていこうとすることの案内を是非、もっと消費者にも知っていただきたいと思いますので、今後、このパブリックコメントをきっかけに、ぜひお願いしたいと思いました。以上です。

○小田会長　ありがとうございます。それでは、林委員お願いします。

○林委員　日本チェーンストア協会関西支部の林でございます。我々、事業者としての立場では、この計画に基づいて、店舗などが監視指導を受けたり、HACCPの導入支援等、ご指導いただいてということで、実際にしていく立場でございますので、意見等というのはないのですけれども、１点、先ほどの食の安全安心認証制度のところで、実績見込み　　540事業者とあるのですが、これはその対象事業者といいますか、分母はどれぐらいあるのか教えていただければと思います。

○事務局　認証制度の対象事業者は、一般の飲食店、それから食品製造業、その食品製造業につきましても、許可の要らない届出対象の食品製造業も対象になっておりますし、販売業につきましては、食肉加工や魚介類加工といった加工を行われる販売業が対象になっておりまして、正確な数字というのはなかなか対象が広いものですから計上というのは困難ではあるのですけれども、当然、大阪府内だけで見ましても、食品関係の事業者というのは、数万から10万件程度のレベルでの数というのがあるかと思います。

○林委員　ありがとうございます。

○小田会長　それでは、平川部会長お願いします。

○平川部会長　部会長の立場の観点から、情報提供については、これまでも幅広く熱心に第３期の計画のもとでもやっていただいておりまして、また、来年度も行われます。評価検証部会でもさまざまな議論の結果も施策に反映させていただけていると思っております。実際この第４期の計画においても、かなり、これまでの評価検証部会での議論で上がってきた事柄もきちんと、しっかり盛り込まれていると思いますので、ぜひ、推進、実施していただきたいと思います。

　　特にポイントとしてあげると、発信媒体に関して、これまでも様々、Twitterなども活用してされてきておりますけれども、これも時代が進み、だんだんと変わっていくところもありまして、５年間の計画の中でどういうメディアで、どういう媒体で、例えば、LINEやTikTokなど、色々なメディアがあります。SNSの中でも、世代別でも結構違うと思うので、そのところも工夫しながら、やっていただければと思います。

　　それから、先ほど、丸山委員からもご指摘ありましたけれども、官民連携、役割分担、こちらのほうも、ぜひ進めていただいて、これは効率的な行政の運営という観点からもそうですし、かつ情報をより広く、よりきちんと届けられるべき人たちのところへ届けるというところでも、大変効果的だと思いますので、是非、進めていただければと思います。

　　あと、リスクコミュニケーションに関しては、コロナの影響が緩和してきて、オフラインで、対面でも開催できることが、徐々に取り戻せつつあるわけですけれども、同時に、オンラインでの工夫、便利さ、参加の距離や時間、そういうことを安易に飛ばして気軽に参加できるというメリットもオンラインではありますので、対面でのメリット、オンラインでのメリット、それぞれ残しつつ取り組んでいただければと思います。以上です。

○小田会長　どうもありがとうございました。ここまで、皆さんからご意見いただいたところで、今、平川部会長が要約していただいた部分もあるのですけれども、いわゆる情報発信が非常に重要だということで、特にリスクコミュニケーションを含めて、府民の皆さんにいかに知ってもらう。これについては是非、頑張ってもらいたいと思います。

　　特にこの第４期の期間中に大阪万博も開かれますので、これも半年ほど期間があるわけで、ここを利用しない手はないと思うので、是非、それも含めて情報の周知ということについては、特にリスクコミュニケーションをやっていただきたいと思います。

　　それからもう一つ、５年間ですので、当然、目まぐるしく情勢が変化してきているわけですので、その辺の情勢変化の方向ということも考えながら、吉田委員から指摘があったように、アニサキスの問題なども、今までなかったものが起こってきているというような、そういう食の安全安心に関わる状況や情勢の変化、これもたえず注視しながら、情報発信してもらいたいと思います。

　　例えば、EUでは共通政策の中で、今までワインについてはほとんど表示がなかったのですが、ワインというのは、もとは食品では唯一賞味期限がない、むしろ古い方が良いと言ったら誤解もあるわけですけれど、特に最近、有機というか、手を加えないワインがたくさん出てきているわけで、そうすると、カビ毒があるわけですね。カビ毒なんかは、非常に怖く、人体に影響するわけですから、そういうのも含めて表示を徹底させようという取組みが、もう今年の12月頃から始まるということで、ワイン業界も非常に騒然としています。

　　そういうことも含めて、大阪府では、食の安全安心についてはメールマガジンでほぼ毎日情報を届けているわけで、今後、SNSも含めて広く府民の方々にわかってもらえるような、そういう手立てをぜひ、やっていただきたいと思います。

　　丸山委員からありました、平川先生も仰っていましたが、大阪府の職員だけでやるのは大変なので、やはり府内の関連する、協力してもらえる方々には、ぜひ、協力してもらいながら、できるだけ連携を取ってもらえればと思います。

　　あと、欠席されました委員からもご意見頂戴しており、大滝委員からは、「この第４期計画を盛り上げ、しっかり取り組んでください。」というご意見もありますので、よろしくお願い申し上げます。

　　いろいろ意見や要望が出されたわけですけれど、第４期計画の施策・事業の実施にあたっては、いろいろな意見等を十分に考慮いただいて、引き続き、大阪府として食の安全安心の確保を推進していただきたいと思います。

　　議事（４）「その他」でありますが、何かございますでしょうか。事務局からは特にないようですが、委員の皆さんから何かありますか。

　　なければ、これで本日の審議は終了といたします。それでは事務局にお返しいたします。

○事務局　小田会長、ありがとうございました。それでは、協議会を閉会するにあたりまして、大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課長の湯城より一言ご挨拶申し上げます。

○湯城課長　食の安全推進課の湯城でございます。小田会長、本日はどうもありがとうございました。委員の皆様方には、ご多忙にもかかわらずご出席を賜わりまして、活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。

　　第４期大阪府食の安全安心推進計画の策定にあたりましては、これまで合計４回にわたり、本協議会でご議論いただき、貴重なご意見を賜わりましたことを、重ねてお礼申し上げます。

　　来月からスタートします、第４期計画につきましては、このあと、今月末に策定、公表といったスケジュールで進めさせていただきます。食を取り巻く環境はたえず変化しており、どのような情勢にありましても、食の安全性を確保することの重要性は変わらないことを年頭におきながら、この第４期計画に基づきまして、これからも府民の皆様に安全安心な食生活を楽しんでいただけるよう努めてまいりますので、引き続き、ご指導・ご協力を賜わりますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

○事務局　以上をもちまして、第28回大阪府食の安全安心推進協議会を閉会いたします。本日は長時間にわたりましてご議論いただき、誠にありがとうございました。

（終了）